

11. 金銭等の取扱いに関する細則

スペリア佐屋管理組合管理規約に基づき「金銭等の取扱いに関する細則」を次の通り定める。

(目的)

第1条 本細則は、管理費等及び修繕積立金を安全に取扱うことを目的とする。

(口座の改廃)

第2条 管理組合の口座の開設、及び廃止は理事会の決議により行う。

(金銭の移動)

第3条 管理組合の金銭を、他の口座に移動する場合は理事会の決議により行う。

(小口現金口座)

第4条 日常的に必要な小口現金口座は、原則として30万円を超えない範囲内で管理する。

(管理費等の支出)

第5条 総会で決定した以外に管理運営に必要な支出を行う場合は、次の通りとする。

- 一 理事長は、一件当たり3万円まで支出することができる
- 二 理事長、副理事長、会計担当理事の承認により、一件当たり10万円まで支出することができる
- 三 理事会の決議により、一件当たり50万円まで支出することができる
- 四 止むを得ず50万円以上の支出を要する場合は、理事会における出席理事の4分の3以上で決する

(銀行届出印鑑の管理)

第6条 管理組合正規の銀行届印鑑（以下、印鑑と言う）の使用管理に関して以下の様に定める。

- 一 印鑑の使用に関しては、その目的を明確にし理事長又は事務局長の承認を得て使用する。
- 二 印鑑を使用した場合は、「印鑑使用台帳」に日付・使用目的・提出先・部数・使用者及び特記事項があればその記入を行う。
- 三 印鑑はマンション内で保管し外部に持ち出さない。
やむを得ない事由で外部に持ち出す必要のある時は、その理由を明記し理事長の許可をえること。(様式25)
- 四 印鑑の保管は金庫内に保管し必ず施錠すること。
- 五 印鑑の使用した状況を月1回の理事会に報告する。
- 六 事務局は日常正規に保管されていることを確認すること。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、総会出席者の過半数で決する。

(発効)

第8条 この細則は、平成15年3月30日より発行する。

平成 16 年 (2004) 3 月 28 日	一部変更
平成 17 年 (2005) 3 月 26 日	一部変更
平成 20 年 (2008) 3 月 30 日	一部変更
平成 21 年 (2009) 3 月 29 日	一部変更
平成 24 年 (2012) 3 月 25 日	一部変更